

資 料 編

1 健康づくりに関するアンケート調査

(1) 調査の目的

この調査は、市民の健康づくりに対する意識や取り組みの状況等を把握し、「第2次いきいき新座21プラン」の中間評価における基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査対象

市内在住の20歳以上の者から無作為により抽出した人(2,000人)。

(3) 調査方法

郵送による配布回収

(4) 調査期間

平成31年4月25日(木)～令和元年5月13日(月)

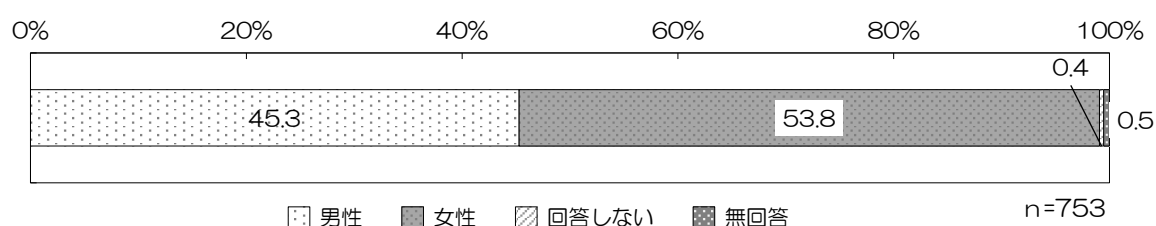
※対象者全員に対し、勧奨を兼ねた礼状を5月10日(金)に発送しました。

(5) 回収状況

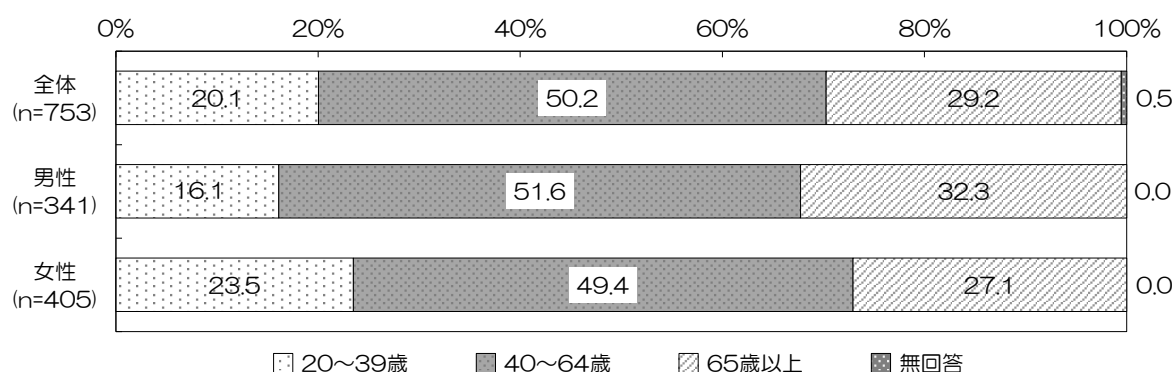
有効回収数 753票 有効回収率 37.7%

(6) 回答者の概要

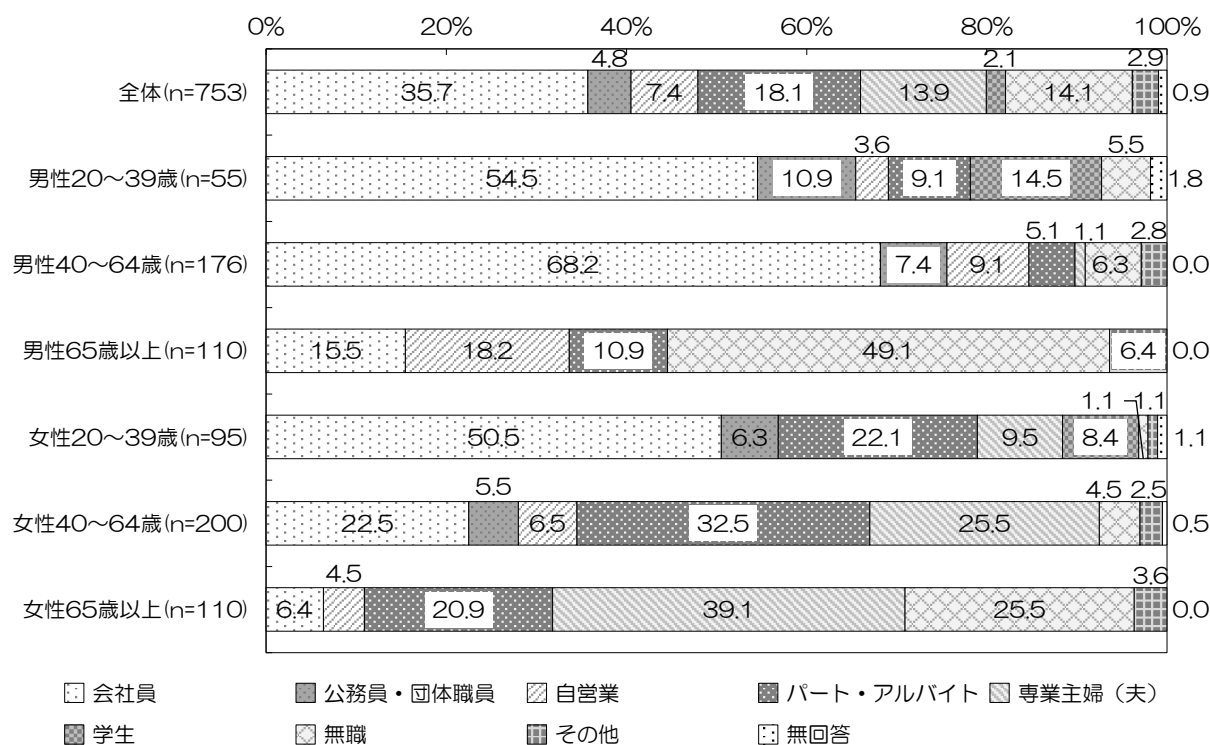
① 性別



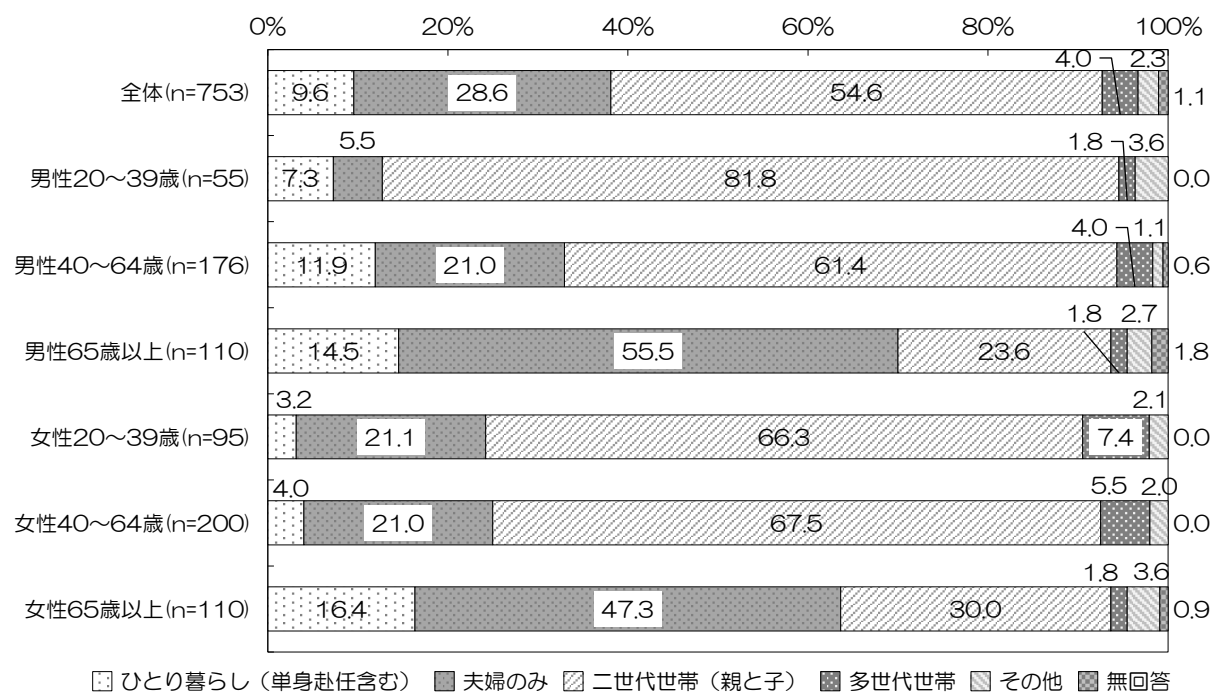
② 年齢 (平成31年4月1日現在)



③ 職業



④ 世帯構成



※回答率については、すべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、比率の合計が100%とならない場合があります。

2 新座市健康づくり推進協議会条例

平成26年3月25日

条例第10号

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定による健康増進計画、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定による食育推進基本計画及び新座市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成25年新座市条例第6号）第9条の規定による歯科口腔保健の推進に関する基本的な計画（以下「健康増進計画等」という。）を適正に推進するため、新座市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、健康増進計画等の策定について調査審議すること。
- (2) 健康増進計画等の実施状況の把握及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療団体の代表者
- (2) 保健衛生団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 教育職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりに関する活動を行う者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、いきいき健康部において処理する。

(平29条例28・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第28号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

3 新座市健康づくり推進協議会委員名簿

令和元年度 敬称略（順不同）

構 成	氏 名	所 属 等	備 考
保健医療団体の代表者	林 淳慈	朝霞地区医師会新座支部	会 長
	牧田 和也	朝霞地区医師会新座支部	
	石川 雅彦	朝霞地区歯科医師会新座支部 （任期：～令和元年8月21日）	
	脇田 愛介	朝霞地区歯科医師会新座支部 （任期：令和元年8月22日～）	
	須田 友子	朝霞地区薬剤師会新座支部	
	恩田 恵	埼玉県歯科衛生士会	
保健衛生団体の代表者	笠原 政夫	新座市食品衛生協会	
	田中 桂子	新座市献血推進協議会	
関係行政機関の代表者	田中 由香	埼玉県朝霞保健所	
健康づくりに関する活動を行っている市民団体の代表者	立山 健治	新座市体育協会	
	山野辺 範一	新座市スポーツ推進委員連絡協議会	
	橋本 一	新座市町内会連合会	
	山崎 和子	新座市母子愛育会	
	須藤 六津子	新座市食生活改善推進員協議会	
教育関係者	根本 武彦	校長会代表（新開小学校）	
学識経験者	杉浦 克己	立教大学	副会長
	古明地 夕佳	十文字学園女子大学	
地域活動市民	安部 剛	公募市民	
	平山 和子	公募市民	
	戸田 賢	公募市民	

4 新座市歯科保健事業運営委員会設置要綱

(平成15年1月20日市長決裁)

(設置)

第1条 市民の歯科保健の向上と歯科保健事業の円滑な推進に資することを目的として、新座市歯科保健事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事業に関する企画、立案、評価等について必要な協議又は調査を行う。

- (1) 母子歯科保健事業
- (2) 成人歯科保健事業
- (3) 高齢者歯科保健事業
- (4) 障がい児（者）歯科保健事業

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社団法人朝霞地区歯科医師会新座支部会員
- (2) 社団法人埼玉県歯科衛生士会朝霞支部会員
- (3) 市職員
- (4) 教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いきいき健康部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、いきいき健康部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成16年6月17日市長決裁）

この要綱は、平成16年6月17日から実施する。

附 則（平成17年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成18年3月22日市長決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成21年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成29年12月28日市長決裁）

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

5 新座市歯科保健事業運営委員会委員名簿

令和元年度 敬称略（順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体
会長	脇田 愛介	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部長
副会長	石川 雅彦	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部副支部長
委員	金子 容明	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部会員
委員	片岡 秀樹	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部会員
委員	関 磯次	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部会員
委員	湯澤 珠美	公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会朝霞支部会員
委員	今江 寿美代	新座市立野火止小学校 養護教諭
委員	鈴木 由佳	新座市いきいき健康部介護保険課 副課長
委員	横倉 一昭	新座市総合福祉部障がい者福祉課 副課長

6 中間評価までの経過

年月日	会議及び内容
前年度～平成31年4月	アンケート調査内容の検討
平成31年4月25日 ～令和元年5月13日	健康づくりに関するアンケート調査
8月21日	第1回新座市健康づくり推進協議会 ・ 諮問 ・ 第2次いきいき新座21プラン中間評価について
8月26日	第1回新座市歯科保健事業運営委員会 ・ 新座市歯科口腔保健推進計画の中間評価について
11月27日	第2回新座市健康づくり推進協議会 ・ 第2次いきいき新座21プラン中間評価（素案）について
12月14日 ～令和2年1月13日	中間評価（素案）に対するパブリック・コメントに準じた意見募集実施
1月31日～2月7日	健康づくり推進協議会委員へ意見募集 ・ パブリック・コメントに準じた意見の取扱いについて
2月17日	第2回新座市歯科保健事業運営委員会 ・ 新座市歯科口腔保健推進計画について
2月19日	第3回新座市健康づくり推進協議会 ・ 第2次いきいき新座21プラン中間評価答申（案）について ・ 答申
3月	第2次いきいき新座21プラン中間評価の報告

7 諮問・答申

諮問

新保セ発第554号
令和元年8月21日

新座市健康づくり推進協議会
会長 林 淳 慈 様

新座市長 並 木 傑

第2次いきいき新座21プラン（中間評価）について（諮問）

本市では、平成27年3月に10年間を計画期間とした「第2次いきいき新座21プラン」を策定しました。

本計画は、『笑顔でつながる いきいき新座』を基本理念とし、個人の健康づくりを地域社会で支え、住民や関係団体、行政等が協働し、健康長寿のまちづくりを目指し計画を推進しているところです。

本計画の計画期間が中間年を迎えることから、目標値の達成状況や残りの計画期間の課題を整理するため中間評価を行うことになりました。

つきましては、「第2次いきいき新座21プラン（中間評価）」の策定に当たり、貴協議会の意見を求めます。

答申

令和2年2月19日

新座市長 並木 傑 様

新座市健康づくり推進協議会
会長 林 淳 慈

第2次いきいき新座21プラン（中間評価）について（答申）

令和元年8月21日付け新保セ発第554号にて諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた19名の委員で協議を重ね、「第2次いきいき新座21プラン」の中間評価に当たり、当協議会の意見を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

第2次いきいき新座21プラン

第2次新座市健康づくり行動計画

新座市食育推進計画

新座市歯科口腔保健推進計画

中間評価

令和2年3月

発行：新座市

編集：新座市保健センター

